

奈良県告示第百八十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、  
次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和三年十月八日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
山下 昭夫	医療法人朱雀会山 下医院	高市郡明日香村大 字岡一一四三番地 の三	内科（肢体不 自由）	令和三年一 月十三日
伊藤 妙子	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 〇番地	耳鼻咽喉・頭 頸部外科（聴 覚・平衡機能 障害、音声・ 言語・そしや く機能障害）	令和三年八 月三十一日